

労働条件確認帳票（チェックシート）

本件契約に係る業務に従事する労働者（以下「従事者」）の労働条件は、下記および裏面のとおりです。

提出者（受注者）

所在地 （ふりがな）	東京都世田谷区●●1-1-1 せたがや●●●●
名称	世田谷●●●●株式会社
代表者	代表取締役 ●●●● (押印省略可)
担当者・連絡先	●●●●課 世田谷太郎 03-●●●●-●●●●

契約件名	202●年度●●●●業務委託
------	----------------

1. 提出者（受注者）の法人・個人等の区分（該当にチェック）

<input checked="" type="checkbox"/>	法人（株式会社・有限会社・合名会社・社団法人・NPO法人等）
<input type="checkbox"/>	個人事業主
<input type="checkbox"/>	その他の団体（法人格を持たない任意団体等）

2. 下請負者・再委託先の有無

<input checked="" type="checkbox"/>	あり	裏面「5」の確認結果を記載してください。
<input type="checkbox"/>	なし	

① 正社員、パート・アルバイト

本契約業務に直接従事する者のうち、受注者が直接雇用している労働者及び出向労働者（出向元と何らかの労働関係を保ちながら、出向先となる貴社との間において新たな労働契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する労働者）について確認し、確認結果を記入してください。

3. 契約業務に従事する方及びその予定人数

① 正社員、パート・アルバイト	●●人	④ 個人事業の事業主	0人
② 派遣労働者	●●人	⑤ ④の同居親族	0人
③ 法人役員	0人	⑥ ④の同居親族でない方	0人
⑦ その他		←※下請負者・再委託先は除く	人

①、②、⑥のすべてが「0人」

①、②、⑥のいずれかが「1人」以上

上記①～⑥に該当しない従事者
をご記入ください。
例) ボランティア

裏面「5」以降を記入してください
「4」以降の記入は不要です

ください

※「2」が「なし」の場合は「5」は記入不要です

4. 契約業務に従事する従業員の労働条件及び労務管理状況に関する確認内容と確認結果

項目	確認内容	確認結果
労働条件の明示	従業員の採用に際し（契約更新の場合はその都度）、雇用契約書等により、労働時間、賃金、退職に関する事項（解雇の事由を含む）等労働基準法に定める労働条件等を書面で明示している 【基準法第15条、基準規則第5条関係】	はい・いいえ
就業規則	（常時10人以上の労働者を使用している場合のみ対象） 就業規則を労働基準法の定めに基づき作成し、従業員に周知するとともに、労働基準監督署に届け出ている 【基準法第89条関係】	はい・いいえ 対象外

（裏面へ続く）

項目	確認内容	確認結果																																																				
36協定	【基準法第36条関係】 36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている	はい・いいえ・ 時間外等の労働はない																																																				
	【基準法第36条関係】 36協定で締結した時間外労働時間数を超過して労働させていない 休日・有給休暇の付与及び時間外勤務の適正な運用・管理を含む。【基準法第35～39条関係】	はい・いいえ・ 時間外等の労働はない																																																				
労働時間管理	出勤時刻、退社時刻を正確に把握し、タイムカード・ICカード・現認・自己申告制等により記録している 【基準法第32～34条関係】	はい・いいえ																																																				
賃金支払	賃金は、毎月1回以上、決められた日に全額支払っている 【基準法第24条、基準規則第7条の2関係】	はい・いいえ																																																				
賃金	<input type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用される契約の場合 賃金は、世田谷区長が告示した労働報酬下限額以上の額に基づき支払う <input type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用されない契約の場合 賃金は、最低賃金以上の額に基づき支払う（支払っている） 技能労働者に対する賃金は適正に支払う ※ 工事請負契約であって対象者がいる場合のみ対象 <input type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用される契約の場合 労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う <input type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用されない契約の場合 国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う 「技能労働者」に該当する職種は下表のとおりです。各職種の定義・作業内容は国土交通省ホームページ等をご参照ください。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>01 特殊作業員</td> <td>14 運転手（特殊）</td> <td>27 普通船員</td> <td>40 タイル工</td> </tr> <tr> <td>02 普通作業員</td> <td>15 運転手（一般）</td> <td>28 潜水工</td> <td>41 サッシ工</td> </tr> <tr> <td>03 軽作業員</td> <td>16 潜かん工</td> <td>29 潜水連絡員</td> <td>42 屋根ふき工</td> </tr> <tr> <td>04 造園工</td> <td>17 潜かん世話役</td> <td>30 潜水送気員</td> <td>43 内装工</td> </tr> <tr> <td>05 法面工</td> <td>18 さく岩工</td> <td>31 山林砂防工</td> <td>44 ガラス工</td> </tr> <tr> <td>06 とび工</td> <td>19 トンネル特殊工</td> <td>32 軌道工</td> <td>45 建具工</td> </tr> <tr> <td>07 石工</td> <td>20 トンネル作業員</td> <td>33 型わく工</td> <td>46 ダクト工</td> </tr> <tr> <td>08 ブロック工</td> <td>21 トンネル世話役</td> <td>34 大工</td> <td>47 保温工</td> </tr> <tr> <td>09 電工</td> <td>22 橋りょう特殊工</td> <td>35 左官</td> <td>48 建築ブロック工</td> </tr> <tr> <td>10 鉄筋工</td> <td>23 橋りょう塗装工</td> <td>36 配管工</td> <td>49 設備機械工</td> </tr> <tr> <td>11 鉄骨工</td> <td>24 橋りょう世話役</td> <td>37 はつり工</td> <td>50 交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>12 塗装工</td> <td>25 土木一般世話役</td> <td>38 防水工</td> <td>51 交通誘導警備員B</td> </tr> <tr> <td>13 溶接工</td> <td>26 高級船員</td> <td>39 板金工</td> <td></td> </tr> </table>	01 特殊作業員	14 運転手（特殊）	27 普通船員	40 タイル工	02 普通作業員	15 運転手（一般）	28 潜水工	41 サッシ工	03 軽作業員	16 潜かん工	29 潜水連絡員	42 屋根ふき工	04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工	05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラス工	06 とび工	19 トンネル特殊工	32 軌道工	45 建具工	07 石工	20 トンネル作業員	33 型わく工	46 ダクト工	08 ブロック工	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工	09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロック工	10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工	11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつり工	50 交通誘導警備員A	12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導警備員B	13 溶接工	26 高級船員	39 板金工		はい・いいえ
01 特殊作業員	14 運転手（特殊）	27 普通船員	40 タイル工																																																			
02 普通作業員	15 運転手（一般）	28 潜水工	41 サッシ工																																																			
03 軽作業員	16 潜かん工	29 潜水連絡員	42 屋根ふき工																																																			
04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工																																																			
05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラス工																																																			
06 とび工	19 トンネル特殊工	32 軌道工	45 建具工																																																			
07 石工	20 トンネル作業員	33 型わく工	46 ダクト工																																																			
08 ブロック工	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工																																																			
09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロック工																																																			
10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工																																																			
11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつり工	50 交通誘導警備員A																																																			
12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導警備員B																																																			
13 溶接工	26 高級船員	39 板金工																																																				
賃金単価	従事者の1時間あたり賃金単価の最低額（※1）及びその職種（※2） ※1 「賃金単価作成マニュアル」参照 ※2 職種は技能労働者のみ記入してください 本契約業務に直接従事する者のうち、受注者が直接雇用している労働者及び出向労働者並びに派遣労働者について確認し、確認結果を記入してください。 ※法人の役員やボランティア、また、本契約業務に直接従事しない事務員等は除きます。	●●●●円/時間 職種： ●●●● 上記一覧の職種（技能労働者）のいずれかを記入してください。職種は技能労働者がいない場合は記入不要です。																																																				
割増賃金	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたときは25%以上（法定外労働時間が60時間超は、50%以上）の割増賃金を支払っている	はい・いいえ・ 法定外労働時間はない																																																				
	法定休日（週1日）に勤務させたときは35%以上の割増賃金を支払っている	はい・いいえ・ 法定休日の労働はない																																																				
	22時から5時までの間に勤務させたときは25%以上の割増賃金を支払っている	はい・いいえ・ 深夜の労働はない																																																				
法定帳簿	【基準法第37条関係】 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を作成し、正確に記入している	はい・いいえ																																																				
労災保険	労働者災害補償保険に加入している	はい・いいえ																																																				

雇用保険	従業員（パート、アルバイトを含む）について、強制加入の条件を満たしている場合は、雇用保険の加入の手続きを行っている	はい いいえ 加入義務の対象者なし
健康保険 厚生年金	標準報酬月額、標準賞与額及び月額変更届、標準賞与額として賞与支払届を遅滞なく所轄年金事務所等へ届け出ている 従業員（パート、アルバイトを含む）について、強制加入の条件を満たしている場合は、健康保険・厚生年金の加入の手続きを行っている 強制加入の条件を満たしている従業員が従事していない場合は「加入義務の対象者なし」を選択してください	はい いいえ・ 加入義務の対象者なし はい いいえ・ 加入義務の対象者なし
健康診断	定期健康診断の結果を、健康診断個人票として作成し保管している 事業者は、常時使用する労働者に対し、医師による健康診断を必ず実施する義務があります【安全法第66条、安全規則第44条関係】	はい いいえ 健診実施義務対象者なし
衛生管理者 産業医等	（常時50人以上の労働者を使用している場合のみ対象） 衛生管理者・産業医を適正に選任している また、該当業種（建設・運送清掃業等）においては安全管理者を選任している 【安全法第11～13条関係】	はい いいえ 対象外

5. 下請負者・再委託先への要請等（下請負者・再委託先がある場合のみ）

項目	確認内容	確認結果
下請負者・再委託先の労働条件	下請負者・再委託先が労働基準法などの労働社会保険諸法令等を遵守していることを確認している。	はい いいえ

6. 上記確認結果に「いいえ」がある場合の理由・改善予定について

「いいえ」の回答がある場合、理由等は必ず記載してください。
改善中等と記載した場合は、改善結果を公社担当者へ連絡してください。

≪凡例≫ 「基準法」・・・労働基準法 「基準規則」・・・労働基準法施行規則
「安全法」・・・労働安全衛生法 「安全規則」・・・労働安全衛生規則

賃金単価作成マニュアル

労働条件確認帳票（チェックシート）の以下の質問項目について、本マニュアルをご参考ください。

賃金単価	従事者の1時間あたり賃金単価の最低額及びその職種
------	--------------------------

1. 判定対象となる賃金

判定対象となる賃金に含まれるものは、契約の種類、労働報酬下限額の適用の有無によって異なります。

契約の種類	工事請負契約		工事請負契約以外	
	あり	なし	あり	なし
労働報酬下限額の適用	あり	なし	あり	なし
基本給、職務手当	含む	含む	含む	含む
家族手当、通勤手当、精勤手当	含む	含まない	含まない	含まない
1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・ボーナス等)	含む	含まない	含む	含まない
結婚手当等臨時に支払われる賃金(賞与・ボーナス等を除く)	含む	含まない	含まない	含まない
所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)	含まない	含まない	含まない	含まない
所定労働日以外の日(休日)の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)	含まない	含まない	含まない	含まない
午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)	含まない	含まない	含まない	含まない

2. 最低賃金額又は労働報酬下限額(以下「最低賃金額等」とします)以上かどうかを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額等以上となっているかを調べるには、「支払われる賃金のうち最低賃金又は労働報酬下限額において対象に含まれるもの」を合算した額と「適用される最低賃金額等」を以下の方法と比較します。

(1) 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額等(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額等(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額(日額)

(3) 月給制の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額等(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額等(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額等(時間額)を比較します。

【賃金単価計算の例（労働報酬下限額が適用されない契約の場合）】

提出者（受注者）A社における従事者の賃金の最低額及び労働時間等が以下の場合

賃金区分	支給額（月額）
基本給（月給制）	200,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	270,000円

区分	労働日数等
年間所定労働日数	250日
1日の所定労働時間	8時間

A社の1時間当たりの賃金単価の最低額は次のように計算します。

1. 判定対象外となる賃金を除外

A社における従事者の賃金最低額から、判定の対象とならない賃金を除きます。除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されません。

$$270,000 \text{円} - (5,000 \text{円} + 35,000 \text{円}) = 230,000 \text{円}$$

支給額合計

通勤手当

時間外手当

判定対象となる支給額

2. 1時間当たりの賃金単価に換算

$$(230,000 \text{円} \times 12 \text{か月}) \div (250 \text{日} \times 8 \text{時間}) = 1,380 \text{円}$$

判定対象となる支給額

年間月数

年間所定労働日数

1日の所定労働時間

⇒ A社の1時間当たりの賃金単価の最低額は、1,380円となります。